

秩父市道路除雪計画

I 基本方針

冬期間の道路交通の確保について、主要幹線道路を中心に効率的な除雪（排雪を含む）及び路面凍結対策を適切に実施し、市民生活の安心・安全と経済活動の確保を図ることを目的とする。

II 市道除雪体制

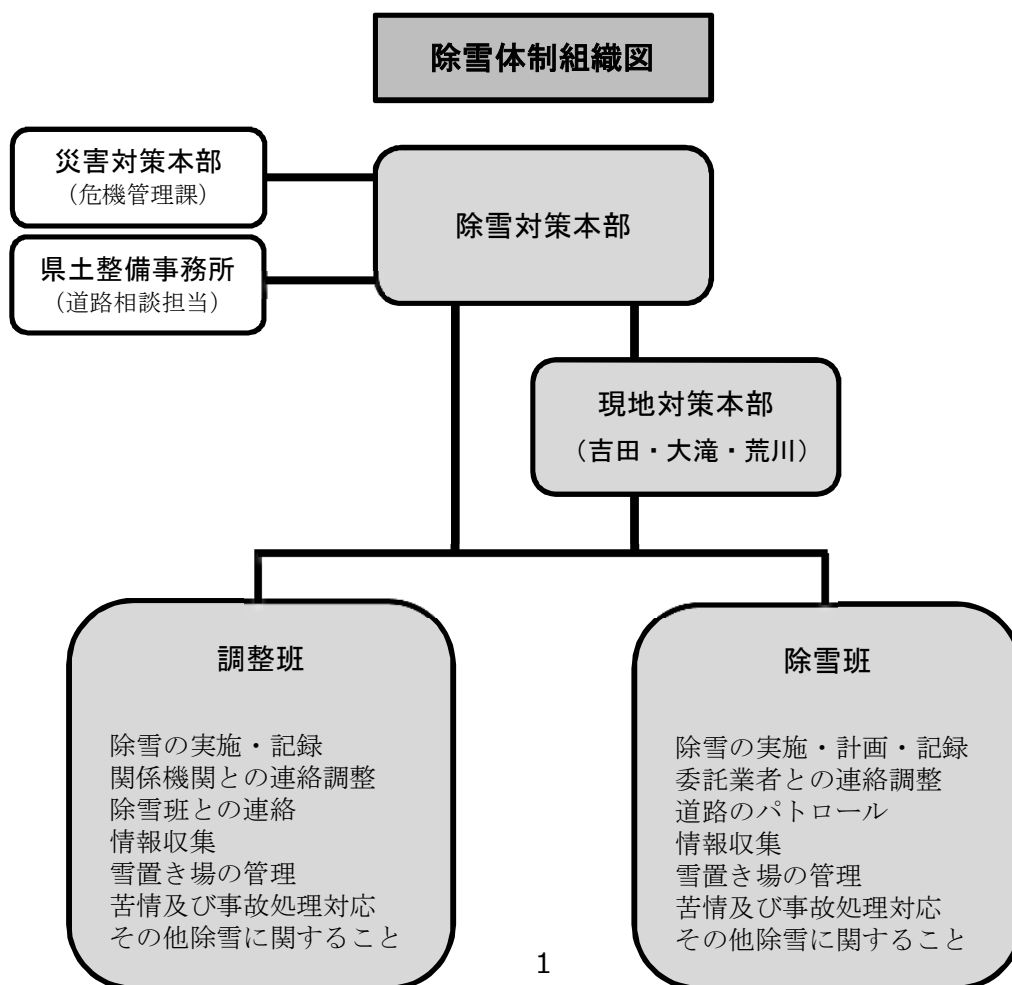
1 除雪対策本部及び現地対策本部

除雪対策本部を地域整備部に、現地対策本部を吉田・大滝・荒川総合支所内に設置する。

除雪対策本部は、災害対策本部・現地対策本部（各総合支所）及び秩父県土整備事務所の情報を一元的に収集・管理し、円滑な道路交通の確保が十分行われるよう対策を講ずる。

設置期間は概ね12月1日から翌年3月31日までとする。

それ以外の期間については必要に応じて設置する。



除雪体制 職員割り当て詳細		
<除雪対策本部>		<現地対策本部>
本部長	地域整備部長	支所長
副本部長	地域整備部参事	副支所長
本部員	地域整備部次長、地域整備部技監	
<除雪班>		<除雪班・調整班>
班 長	道路維持課・道づくり課・道路管理課 各課長	地域振興課長
班 員	道路維持課・道づくり課・道路管理課 各職員	地域振興課 職員
<調整班>		
班 長	用地課・都市計画課・建築住宅課 各課長	
班 員	用地課・都市計画課・建築住宅課・ 市役所本庁舎等建設推進室 各職員	

*兼職、不在の場合は同級又は下級の職員が代行する

2 災害対策本部との連携

市長を本部長とする災害対策本部が設置された場合、除雪対策本部は災害対策本部と連携し、道路交通の確保が十分に行われるよう、連絡調整を図る。

3 関係機関との連携

除雪対策本部を通じて秩父県土整備事務所や近隣自治体との連絡調整を図り、計画的な除雪を行う。

公共施設に面した道路に関しては、路線の優先順位に基づき、除雪対策本部及び各施設管理者が協力・連携して、除雪を速やかに行い、道路交通の確保を図る。

III 除雪計画路線

1 除雪作業委託路線

別図にて定める。

2 除雪エリア

地区	範囲
中央①	中央地区のうち、概ね秩父停車場秩父公園線以南及び下影森の一部
中央②	中央地区のうち、概ね秩父停車場秩父公園線以北及び大野原の一部
尾田蒔・大田	尾田蒔・大田地区全域及び別所の一部
原谷	原谷地区全域及び寺尾、栃谷の一部
高篠	高篠地区全域及び黒谷の一部
影森・久那・浦山	影森・久那・浦山地区全域及び日野田町、野坂町、熊木町、上町の一部

吉田	吉田地区全域
大滝	大滝地区全域
荒川	荒川地区全域

3 路線の優先順位

(1) 一次路線

- ア 救急輪番病院、産科、透析実施医療機関及び大滝診療所への路線
- イ 消防本部及び各分署の周辺路線
- ウ ドクターヘリ及び防災ヘリ離着陸場への路線
- エ 主要幹線道路・国県道への通り抜け路線及び公共交通の拠点箇所
- オ 雪置き場への経路となる路線
- カ 水道施設への経路となる路線

(2) 二次路線

- ア その他の医療機関（救急輪番病院以外の救急告示病院等）への路線
- イ 教育機関及び福祉施設への路線
- ウ 地域ごとの重要路線

IV 除雪作業実施計画

1 出動基準

区分	積雪状況	対象路線	配備体制	動員対象
準備体制	降雪予報発令～ 積雪量 10 cm未満	一次・二次 路線	出動準備	本部及び除雪班
			待機	調整班・委託業者
一次体制	積雪量 10 cm以上 20 cm未満		本部集合	本部及び除雪班
			出動準備	調整班
			除雪活動	委託業者
二次体制	積雪量 20 cm以上 60 cm未満		出動	本部及び除雪班
			本部集合	調整班
			除雪活動	委託業者、土木建設業者及び市指定給水装置工事事業者等
三次体制	積雪量 60 cm以上		全路線	出動
		連絡調整		調整班
		除雪活動		委託業者、土木建設業者及び市指定給水装置工事事業者等

* 除雪単価については、秩父市道路除雪作業単価表による。ただし、三次体制で積雪量 60 cm以上の場合の除雪単価は増額する。この場合の基準は、熊谷地方気象台秩父観測所（秩父市上町）での積雪量とする。

2 委託業者等への指示体制

- (1) 作業出動指示にあたっては電話及びファクシミリによる一斉連絡を行う。
- (2) 休日及び夜間の積雪が予想される場合、必要に応じて待機指示を行う。
- (3) 指示体制の確認のため、年一回冬期に入る前に伝達訓練を行う。

3 作業実施基準

- (1) 除雪幅員は二車線確保を原則とする。
- (2) 異常積雪時においては一車線を確保するとともに必要に応じて待避所を設ける。
- (3) 路肩への堆積により幅員減少や視距障害等の交通障害が発生する恐れがある場合には、雪置き場への運搬排雪を行う。
- (4) 除雪作業により轍や段差などの交通障害が生じないように十分注意する。
- (5) 狭小道路は状況に応じて個別に対応する。

4 道路パトロール

除雪班長は、路面の状態や委託業者の稼働状況を確認するため、道路パトロールを実施する。パトロール実施担当者は調査内容を速やかに対策本部に報告する。

5 路面凍結対策

凍結による交通危険箇所について、橋梁や急勾配の路線等に凍結防止剤を適切に散布する。

V 雪置き場

1 指定場所

種別	名称	場所	搬入時間	備考
第一指定地	影森グラウンド駐車場の一部	上影森 202-2 外	9:00～16:00	
	影森グラウンド脇河川敷	上影森 217-5 外	終日	除雪委託業者用
	別所グラウンド脇河川敷	別所 1719 外	9:00～16:00	
第二指定地	聖地公園臨時駐車場	大宮 5701-2	9:00～16:00	
	公設地方卸売市場	大野原 138	9:00～16:00	
	羊山公園駐車場	大宮 6221-1 外	9:00～16:00	3月10日閉鎖
第三指定地	市内小中学校グラウンド	市内各所	9:00～16:00	
	原谷グラウンド	大野原 1443-1	9:00～16:00	
	羊山グラウンド	大宮 6208	9:00～16:00	3月10日閉鎖
	吉田川 旧吉田宿河川敷	下吉田 3673	9:00～16:00	
	荒川総合運動公園	荒川上田野 250	9:00～16:00	

2 開設時期

積雪量 20 cmを超えた場合、あるいは除雪対策本部にて必要と認めた場合において第一指定地を開設し、状況に応じて速やかに閉鎖する。第一指定地で処理できない場合、第二および第三指定地を開設し、特に指定のない場合は、3月31日までに閉鎖する。

3 管理体制

第一指定地にあつては除雪対策本部にて管理し、それ以外は災害対策本部にて管理する。なお、後処理については関係部署と十分に協議するものとする。

4 注意事項

- (1) ごみ、土砂、廃材などを混入しないこと。
- (2) 搬入は奥から行き、進入路に雪を捨てないこと。
- (3) 搬入時に電柱、標識、ガードレールに車両を接触させないこと。

VI その他

1 情報提供

(1) 危険箇所

危険箇所については、除雪対策本部及び現地対策本部は、危険標識により市民に周知を図る対策を講ずるとともに、必要あるときは監視するなどの適切な措置をとる。その他、市民や業者の安全確保に万全を期するよう努める。

(2) 市民広報

除雪作業に伴う大規模な交通規制を行う場合は、防災無線や安心・安全メール、市のホームページにて周知を図る。

(3) 協力依頼

- ア 歩道については周辺住民や町会等に地域除雪活動を呼びかける。
- イ 自己所有地の雪は道路へ出さない。
- ウ 除雪作業に障害となる物件を道路に放置しない。
- エ 異常積雪により作業の実施が極めて困難な場合、県土整備事務所及び埼玉県建設業協会を通じて他の自治体や建設業者等に必要な車両・機械・オペレータ等の確保を要請する。